

## 会議録（１）

会議の名称	平成29年度第3回飯能市男女共同参画審議会
開催日時	平成29年12月19日（火） 開会 午後1時30分 閉会 午後3時33分
開催場所	市役所本庁舎別館2階 会議室1
議長氏名	南林 さえ子
出席委員	南林 さえ子、小平 陽一、小野 加津美、加藤 巳佐子、金子 富佐子、 児嶋 雅子、出水 仁、永山 隆、矢島 崇行
欠席委員	渡辺 孝子
説明者の職氏名	市民生活部長 坂本 実 地域活動支援課長 清水 直子 男女共同参画・国際担当 島田 智明 男女共同参画・国際担当 岡田 紀子
傍聴者の数	1名
会議次第	別紙のとおり
配布資料	別紙のとおり
事務局職員職氏名	市民生活部長 坂本 実 地域活動支援課長 清水 直子 男女共同参画・国際担当 島田 智明 男女共同参画・国際担当 岡田 紀子

## 会議録（２）

議事録の概要（経過）・決定事項

- （１）第５次飯能市男女共同参画プラン素案について  
事務局から、資料１について説明した後、審議を行った。

## 会議録（3）

課長	<p>本日はお忙しいところ、平成29年度第3回飯能市男女共同参画審議会に御出席を賜り、誠にありがとうございます。</p> <p>私は本日の進行を務めます、市民生活部地域活動支援課長の清水と申します。どうぞよろしくお願いたします。</p> <p>本日の会議ですが、2時間を予定しております。15時30分には閉会したいと考えておりますので、皆さまの御協力をお願いいたします。</p> <p>会議に入ります前に、飯能市男女共同参画推進条例第15条にありますとおり、本審議会は市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議することを目的として設置されています。今年度、審議会委員の皆さまから御意見をいただきながら、庁内推進会議において検討を重ねてまいりました「第5次飯能市男女共同参画プラン」につきまして、素案がまとまりましたので、本日、飯能市男女共同参画推進条例第11条第2項の規定に基づき審議会に諮問させていただきます。本来であれば、市長から諮問させていただくべきところですが、市長が他の公務と重なっているため、市民生活部長の坂本が代理で諮問させていただきます。それでは、お願いたします。</p>
部長	<p>&lt;諮問文書読み上げ&gt;</p>
課長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、本日の資料を確認させていただきます。</p> <p>&lt;資料確認&gt;</p>
課長	<p>続いて、定足数の御報告をいたします。本日、渡辺委員から都合により欠席の御連絡をいただいています。よって、9名の委員の出席でございますので、飯能市男女共同参画推進条例第19条第2項の規定により、本会議は成立しておりますことを御報告申し上げます。</p> <p>それではただいまから、平成29年度第3回飯能市男女共同参画審議会を開会します。</p> <p>次第の2、南林会長からごあいさつをお願いいたします。</p>

会長	<会長あいさつ>
課長	ありがとうございました。続きまして、前回の会議で委員の皆さまからいただきました御意見の中で、確認事項となっていました点につきまして、事務局から2点御報告させていただきます。
事務局	<報告事項の説明>
課長	それでは議事に入る前に、御連絡をさせていただきます。本日の会議は、飯能市審議会等の会議の公開に関する指針に基づき、原則公開とさせていただきます。この審議会に傍聴を希望されている方がいらっしゃいますので、傍聴を認めるかどうか、皆さまにお諮りしたいと思います。傍聴に反対の方はいらっしゃいますか。
	<反対なし>
課長	反対の方がいらっしゃいませんので、傍聴を許可したいと思います。
	<傍聴者入室・傍聴者への注意事項>
課長	それでは、次第の3、議事に入ります。 飯能市男女共同参画推進条例第19条第1項に「審議会は、会長が招集し会議の議長となる。」と定められていますので、南林会長に議事の進行をお願いいたします。
議長	それでは、議事（1）第5次飯能市男女共同参画プラン素案について、審議いたします。 事務局に説明を求めます。
事務局	<資料1の説明>
議長	ただいま、事務局から説明がありましたが、御意見や御質問はございますか。
委員	P4、計画の概念図について、「総合振興計画」や「はんのうふくしの森プラン」などの市の他の計画と併記されていますが、この計画とどのように連動するのでしょうか。部分的なのか、全体的なのか、お

事務局	<p>聞かせください。</p> <p>男女共同参画プランは、市の様々な分野のそれぞれの施策のうち、男女共同参画に資する部分を集めた包括的な計画です。ですから、ここここが連動というように連動するところを文字で表すことは難しく、このような図で表しています。例えば、P 2 9、基本目標 2 施策 1 ③「高齢者、障害者、外国人等が～」の部分は、まさに「ふくしの森プラン」の施策でもあり、男女共同参画に資する部分です。</p>
委員	<p>男女共同参画プランだけでなく、それぞれの計画が自分の計画を中心にしてこのような概念図で表すことが多く、様々な計画の大きさのイメージがわかりにくいと思います。例えば、「介護保険事業計画」は、社会保障の中のほんの一部の計画であり、このように他の計画と同じ大きさで併記されると同じ大きさの規模に見えてしまいます。大枠の計画が「総合振興計画」だとすると、そのうえで他の計画があるということがわかるようにすると良いと思います。</p>
委員	<p>確認ですが、P 4 の図は、市の他の計画の一部が、男女共同参画に関係しているという関連を示しているということによろしいですね。</p>
事務局	<p>そのとおりです。</p>
委員	<p>第 4 次プランから第 5 次プランへの変更点はどの部分ですか。</p>
事務局	<p>P 2 9 をご覧ください。新たに追加した点ですが、基本目標 1 施策 2 ③「次世代を担う子どもの～」、続いて、基本目標 2 施策 3 ③「高齢者、障害者、外国人等～」、さらに、基本目標 2 施策 4 ①「男女共同参画に関する国際社会の～」です。国際社会の部分については、市の条例に「国際動向の考慮と協調」という記載があること、また、国や県も国際的な女性の地位向上の動きを基にそれぞれが推進していることから、今回新たに追加いたしました。</p> <p>また、大きな変更点として、第 4 次プランの基本目標 2 「あらゆる分野における男女共同参画の環境づくり」を、第 5 次プランでは基本目標 2 「地域・社会における男女共同参画の環境づくり」と基本目標 3 「働く場における男女共同参画の環境づくり」の 2 つに分けました。基本目標 3 「働く場における男女共同参画の環境づくり」については、今までも女性活躍推進に関する施策は行っていましたが、今回プラン</p>

委員	<p>改定にあたり、女性活躍推進に関する部分を「飯能市女性活躍推進計画」として策定し、新たに1つの目標として設定いたしました。</p> <p>また、基本理念に「互いの人権を尊重し」の文言を追加しています。</p> <p>P 8、市の出生の状況について、国や県に比べて飯能市の出生率が低いのはなぜでしょうか。</p>
議長	<p>飯能市は市民の平均年齢が高いことも影響していると思います。平成26年の出生率が低いのは、このときの数字が消滅可能性都市にあったひとつの根拠になったと思います。</p>
事務局	<p>飯能市は、計算する際に分母が小さいので、少しの変化で出生率が変化するということも考えられます。</p>
委員	<p>実際の小学生の生徒数も、このグラフのとおりに移していると感じます。平成27年に出生率が上がっているのは、子ども医療費が中学3年生まで無償化されたということも関係するのでしょうか。</p>
委員	<p>近年の出生率の伸びを見ると、双柳地区など区画整理が進んでいる地区は住宅が増え、今後、子育て世代が増えることが期待できると思います。</p>
委員	<p>P 37、行政の目標値は、P 35からの具体的な取組とどのようにリンクするのでしょうか。該当する具体的な取組の表の中に、目標値を記載した方が分かりやすいと思います。</p>
事務局	<p>P 37、5つの行政の目標値は、基本目標1の具体的な取組に該当しますが、記載している5つの目標値以外にも具体的な目標があり、すべては毎年作成する実施計画に掲載し、審議会へも御報告する予定です。</p>
議長	<p>他に御意見はございますか。</p>
委員	<p>学校は文科省の管轄で、この素案の「一人ひとり」の表記が学校では「一人一人」と表記します。この違いはどのように理解したらよいのでしょうか。P 36、学校で実施する具体的取組については、現在もを行っていることであり、今後もさらに進めていく予定ではありますが、</p>

事務局	<p>その時に共通の表記である方が小さなことですが、やりやすいと思います。</p> <p>飯能市は、第4次プランでも「一人ひとり」の表記を使用していますので、このままの表記にさせていただきたいと思います。</p> <p>また、第5次プランは、平成28年に男女共同参画推進条例ができてからの初めての計画策定となりますので、基本的に条例に沿った内容で策定しています。そこで、条例の特徴でもある「教育に携わる者の責務」を第5次プランにも反映しています。学校での具体的な取組については、庁内推進会議でも学校教育課から様々な意見をいただき、検討いたしました。</p>
議長	<p>P29、基本目標1施策2③「次世代を担う子どもの～」は、特に強化していく施策で、第5次プランにおける飯能市の特徴ということでよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>そのとおりです。</p>
議長	<p>基本目標3「働く場における環境づくり」は、新たなメッセージだと考えますが、飯能市の働く場における環境はどのような状況ですか。</p>
事務局	<p>今年度実施した企業意識調査の結果において、正規従業員の7割が男性で女性は3割であること、また、働き盛りの世代の男性の9割が8時間以上働いており、女性で8時間以上働いている人は3割しかないという結果になっており、男性中心の労働環境がまだ残っていると考えています。ですから、企業や事業所に向けた女性活躍推進の啓発や情報発信が重要であり、その内容で計画を策定しています。</p> <p>また、回答していただいた事業所の7割が従業員数30人以下の小規模事業所ということで、女性活躍が進んでいるのは大企業が多く、実際には推進することが難しい事業所が多いという飯能市の特有の現状が考えられます。</p>
議長	<p>飯能市特有の企業環境を踏まえて、基本目標3「働く場における～」を策定したということですね。</p>
事務局	<p>そのとおりです。</p> <p>P48からは、企業意識調査にて「女性活躍を積極的に推進してい</p>

委員	<p>る」と回答した企業や事業所を取材し、具体的な取組を紹介しています。女性活躍推進法の基本方針に、「見える化」がありますが、企業の女性活躍の状況を発信することで得られる社会の評価を通じて女性の更なる活躍を推進することを目的としており、市としても啓発や発信が一番必要な取組だと考えています。</p> <p>私のいる介護の現場は、女性の職場というイメージが強いですが、実際は男性職員も相当数おり、逆の意味で男性が働きにくいという状況があります。最近は中途で入ってくる男性も多く、30代で一家を養う男性には夜勤無しでは給料が低く、厳しい現状です。介護や医療現場における男性の処遇については、国が介護報酬を上げない限り満たされることはありませんが、男性でも働きやすい介護の現場はどうあるべきかについては私にとって大きな問題だと考えています。</p> <p>また、人権の観点から、入浴介助など同性の介護を必要としているものは、多くの男性職員が必要であり、介護する側の厳しい状況を皆さまにはお伝えしたいところです。</p> <p>現場では、男性ならではの良さを活かしてもらい、工夫をしながら男女それぞれが気持ち良く、利用者にも気持ち良く利用してもらえるように心がけています。</p>
委員	<p>基本目標3「働く場における男女共同参画の環境づくり」は、女性活躍推進法に合わせて特化したということで、施策を実施していく中で本当に女性が活躍できる飯能市になることを期待しています。</p> <p>また、前回、基本目標1 施策2③「次世代を担う子どもの～」の文言は、表現の仕方について様々な御意見がありましたが、どのような経緯でこの文言に決まったのでしょうか。</p>
事務局	<p>前回の審議会では、「子どもへの教育に携わる者への意識改革の推進」という文言でしたが、教育関係者の意識が遅れているという意味合いにとられてしまうとの御意見が多く、庁内会議でも検討し、「意識啓発」という文言に変更しました。</p>
委員	<p>教育の場における意識啓発に関連して、小学校では混合名簿を使用していますか。高校では使用しており、所沢市では学校によって小学校でも使用していると聞いています。</p>
委員	<p>私の知る範囲ですが、小学校では使用していないと思います。もし</p>



委員	<p>今すぐ使用するとなると、現実、身体測定などは男女別に行っていますし合理的ではないと思います。今後、徐々にということであれば使用する可能性はあると思います。</p> <p>このことは、性的マイノリティーの問題にも関係すると思います。ふくしの森プランの関係で、大人が対象の様々なアンケートがありますが、内容的に性差を聞く必要があるものと無いもので分けると、聞く必要が無いものが意外と多いことが分かります。これは大人だけではなく子どもも同様で、混合名簿については今後考えていくべきものだと思います。</p>
議長	<p>貴重な御意見をありがとうございます。</p> <p>今後も様々なことを考慮しながら、取組に活かしてほしいと思います。</p>
委員	<p>マイノリティーの方に関する気遣いに関しては、他のことでも同様に、人それぞれの価値観や違いを尊重することが必要だと思います。</p> <p>また、私の会社は男性社会ではありますが、現場にも女性が1名います。P 4 9、記事にもありますが、「女性ならではの強みを活かして」という点では、私の会社でも活かして活躍してもらっており、そのようなことができる会社づくりを行っていきます。</p>
委員	<p>男女共同参画の推進に「これをやれば効果がでる」という特効薬のようなものはありませんが、他市、自治会、団体などで男女共同参画がものすごく進んでいるところの成功事例があればお聞きしたいです。</p>
事務局	<p>飯能市役所は、埼玉県が行っている「多様な働き方実践企業」認定制度において、最高位のプラチナ+を昨年取得しました。この素案にもP 4 6、取組「埼玉県多様な働き方～」を掲載しています。</p>
委員	<p>本当に男女共同参画が進んでいるところには、周りに認知してもらうため表彰するということがいかがでしょうか。また、成功事例を紹介してもらえると、どのように成功したかという方法を知ることができます。</p>
事務局	<p>さきほどの「多様な働き方実践企業」認定制度も表彰制度ですが、</p>

議長	他に、「さいたま輝き荻野吟子賞」という表彰制度もあります。
事務局	もっとPRして、広めていただくと良いと思います。
議長	<p>今後、さらにPRしていきたいと思います。</p> <p>それでは、他に御意見はございませんか。</p> <p>議事（１）第５次飯能市男女共同参画プラン素案について、以上でよろしいでしょうか。</p> <p>&lt;異議なし&gt;</p>
議長	<p>それでは、本日、飯能市長から諮問されましたので、審議会として答申することになります。様々な御意見がありましたが、第５次プランの素案の内容としては、概ね妥当であると考えますが、いかがでしょうか。</p> <p>&lt;異議なし&gt;</p>
議長	<p>それでは、諮問に対し、概ね妥当であるという内容で答申いたします。答申にあたり、審議会として本計画の推進体制について意見を付したいと思いますが、委員の皆さまから何か御意見はございますか。</p> <p>P57、第４章「計画の推進体制」について、庁内関係各課と連携して全庁的に取組を行っていただくこと、四者で協働して推進していくこと、計画の進捗状況を公表することをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>&lt;異議なし&gt;</p>
議長	<p>それでは、事務局にて今の意見を基に、答申書案の作成をお願いいたします。しばらく休憩とさせていただきます。</p> <p>&lt;休憩&gt;</p>
議長	<p>それでは、再開いたします。</p> <p>お手元の答申書案を御確認ください。御意見はございますか。</p>

<p>議長</p> <p>課長</p> <p>会長</p> <p>課長</p> <p>事務局</p> <p>課長</p>	<p>&lt;異議なし&gt;</p> <p>それでは、この内容で飯能市長に答申いたします。        以上で議事はすべて終了しましたので、議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。</p> <p>ありがとうございました。        続きまして、次第の4、その他です。ここで諮問に対する答申をいただきます。南林会長から答申書を飯能市長の代理の市民生活部長へお渡し願います。</p> <p>&lt;答申書読み上げ&gt;</p> <p>ありがとうございました。        続きまして、事務局から一点依頼事項がございます。</p> <p>&lt;事務局から依頼事項の説明&gt;</p> <p>本日は長時間に渡り、誠にありがとうございました。        以上を持ちまして、平成29年度第3回飯能市男女共同参画審議会を閉会させていただきます。        次回の審議会は、3月中旬を予定しています。        ありがとうございました。</p> <p>&lt;閉会&gt;</p>
<p>議事のでん末・概要を記載し、その相違ないことを証するためここに署名します。</p> <p>平成      年      月      日</p> <p>議長の署名      _____</p>	